

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第4回 松阪市地域福祉計画策定委員会
2. 開催日時	令和4年10月6日(木) 午前10時00分~正午
3. 開催場所	松阪市橋西地区市民センター 大会議室
4. 出席者氏名	(委員)◎ 永田祐、○山本勝之、中野孝是、三宅義則、飯田陽子、佐久間進、高瀬良弘、竹林文平、中西且弥、南野忠夫、濱田壽々子、岡田晴夫、安部敬男、山本尚則(◎会長 ○副会長) (事務局)榊原典子、前出和也、蒲原智之、大西学、山路智佳子、田中拓也、豊倉誠司 松阪市社会福祉協議会6名、委託業者1名
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市健康福祉部地域福祉課 TFL 0598-53-4086 FAX 0598-26-9113 e-mail fuk.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 委員長あいさつ

2. 議題

(1) 第4章 施策の推進

①基本目標Ⅰに係る施策について

地域福祉計画	地域福祉活動計画
--------	----------

②基本目標Ⅱに係る施策について

地域福祉計画	地域福祉活動計画
--------	----------

③基本目標Ⅲに係る施策について

地域福祉計画	地域福祉活動計画
--------	----------

(2) 第5章 計画の推進体制について

(3) 第4期地域福祉(活動)計画素案について

3. その他

議事録

別紙

第4回松阪市地域福祉(活動)計画策定委員会

令和4年10月6日(木)

10時00分～12時00分

場所：橋西地区市民センター 大会議室

【開会】

事務局：定刻になりましたので、ただいまより第4回松阪市地域福祉計画策定委員会を開催します。議事に入るまで議事に入るまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

【会議の公開、傍聴者報告】

事務局：まず初めに、本日の会議は、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針3会議の基準に基づき、会議を公開するものとし、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【配布資料の確認】

事務局：それでは資料のご確認をお願いいたします。本日配布いたしました資料といたしては、本日の事項書、席次表、資料1、第4期松阪市地域福祉(活動)計画の体系図について、資料2、第4期松阪市地域福祉(活動)計画素案、資料3、スケジュール案、令和5年度松阪市重層的支援体制整備事業実施計画案。

以上が本日お配りさせていただきました資料でございます。もし資料が不足してございましたらお教えください。

【会議成立の報告】

事務局：それでは、会議の特定につきまして、ご報告させていただきます。

だから、17名のうち、出席者13名、規則第5条により成立していることを、ご報告いたします。それでは事項1、委員長挨拶につきまして、永田委員長よろしくをお願いいたします。

【委員長挨拶】

委員長：皆さんおはようございます。委員長を拝命しております同志社大学の永田でございます。さて、近頃朝晩急に冷えるようになっておりますので、どうぞ皆様ご自愛いただければと思います。本日は、皆様のお手元に素案というものがお配りされているかと思います。素案ということですので、皆様に、前回ご議論いただいた基本目標等に基づいて、具体的に何をやっていくのかということ、今日ご議論していただくこととなります。

大変分量が多くございますので、少し時間を心配しているところです。何とか定刻通りに進めて参りたいと思いますので、本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

【議題1 第4章施策の推進①基本目標Iに係る施策について】

事務局：委員長ありがとうございました。これより事項の議題に入らせていただきます。議事進行につきましては、規則第5条により、永田委員長に議長をお願いし、会議を進めて参りたいと存じます。永田委員長よろしくをお願いいたします。

委員長：はい。それではこれより議事進行を務めさせていただきますよろしくをお願いいたします。本日の議題ですけれども第4計画の取り組み、施策について、ご議論いただきたいと思います。今までは第3期の実

施状況、松阪市の現状を知っていただき、地域ヒアリング専門機関のアンケート等から、第4期計画の基本理念と基本目標について決めていただきました。

本日は、第4期計画の施策という重要な協議になります。内容について、大変分量がございますけれども、皆様には事前に、と言っても割と近くなったと思うんですけれども、目を通していただきましたかったので、資料をお送りさせていただいたところです。すでにご確認いただいている点もあるかと思えますけれども、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議題の(1)、第4章施策の推進について、基本目標が三つございますので、基本目標ごとにご協議をいただきたいと思えます。まず、基本目標の1、①ですね、基本目標1に係る施策についてをご協議いただきます。事務局の方からご説明をお願いします。

《事務局説明》

以上が基本目標1に係る政策についての説明となります。よろしくお願いいたします。

委員長：はい、ありがとうございました。基本目標Iは、暮らしを支える体制づくりということで、包括的な支援の体制を構築していくという内容になっております。

一つ目は、今ご説明いただいたように、福祉まるごと相談室の開設を軸にした目標。二つ目が、その受けとめた課題を機関が共同して解決していくという体制についての目標ということになってございます。それぞれについて、行政、社協、それから市民の皆さんに期待される役割、取り組むことというのを記載する。こんな形で全体を構成していますので、その点をご理解ください。

そうしましたら、ただいまご説明いただきました、暮らしを支える体制づくり、基本目標1について、皆様のご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：ここには相談事業等について書かれてありますが、在宅で生活している重度障がい者の親が亡くなった後、当人はどこへ行けるのか。松阪市には入所施設がありません。この辺りの対応についてお願いします。

委員長：はい。ありがとうございます。いわゆる障がいのある方の親亡き後の問題がいろんなところで課題になっていますけれども、地域福祉計画の中での課題なのか、あるいは障害福祉計画の中でそういったことがあるのかも含めてですけれども、どうでしょうか事務局の方で。

事務局：対応としては福祉まるごと相談室での対応が期待できるかと思えます。地域の中でそういった方がいるということを知っていただいて、多機関協働で支えていくという対応が考えられるかと思えます。

委員：いざ一人になってしまうと、自力では相談もできないような状態の方もいる。そういった方への対応というのはどうなっていくのでしょうか。

事務局：例えばこの9月から地域福祉課でエンディングサポート相談窓口として、死後に備えて、専門の事業者さんとあらかじめ契約しておくといったことの相談もお受けしている。

委員長：早めに色んな事を相談しておくことも大切なことだと思います。亡くなってからどうしようかというとなかなか大変だと思いますので、早めにこういった地域の窓口で相談いただくのも良いと思います。施設整備のことについては恐らく障がい福祉計画の方で検討されることかと思えますので、ここではそのように共有しておきたいと思えます。ありがとうございました。他いかがでしょうか。

委員：50ページのところで、他機関の協働による包括的な相談支援体制の充実と解決機能の強化というところで、各専門機関へ様々な相談事がよせられて、そこで取り扱っていないところもとりあえず受け止める体勢という話だったかと思えます。その相談をどうしていくかということで、51ページの取組があるのですが、記載としては、支援機関が円滑な連携のもとで、支援ができる体制を作る。それから、相談機能の連携強化ということで、顔も見えない関係づくりを、専門機関の連携を図るということとなっていま

す。本人、終わって、私のところでは、自治会や民生委員のところには説明にいたりしてはいますが、他の専門機関が何を取り扱っているのかあまり分からない部分もあります。基本的なことだけでも良いのですが、ざっと各機関ごとの簡単な役割の一覧のようなものと良いかと思いました。

委員長：はい、ありがとうございました大変な確なご意見いただきまして、顔の見える関係を作るために関係機関の仕事などを少し共有するような、そういう相談支援機関同士の関係作りをするための場づくりが必要なんじゃないかということだったかと思います。事務局いかがでしょうか何かもうすでにやっている取り組みもあるんじゃないかなと思います。

事務局：失礼いたします健康福祉総務課です。今年度からですね、各分野の相談機関の方が集まって、毎月、高齢者、子育て関係、障がいなど関係機関が集まって、自分の分野以外のところも勉強していく機会を持っていて、次、占拠したら、子育て関係だとか、障害関係だとか、そういった形で勉強会、研修会という形で、他の専門機関の事業も理解をしながらこの関係作りをしていくという取組をしています。

委員長：ありがとうございます。先ほどの委員のご意見の趣旨としては、そういうところに、いわゆる専門機関だけではなくて、民間で活動されている方の紹介する機会も作ったら良いのではないかということかと思しますので、ぜひそういった点、ご検討ください。はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員：先ほどのご意見で、重度障害などの方を介護している人が亡くなった後のことについてありましたが、いざその時になって、自力では動けない人が一人残ってしまうと施設入所をするにしても本当に困ることになるので、専門機関の連携、相談支援体制などで準備していけるようによろしくお願いします。

委員長：そのあたりの体制というのは障害福祉だけではなくて多分、いろんな形で作っていく必要があるのかなと思います。今日はご意見出ましたので、しっかり確認していただければと思います。

はい。ありがとうございます。相談支援体制のことでは、特に今回一番大きな目玉は、地域の身近なところにまるごと相談窓口を作っていくということかと思えます。他にご意見、ありませんか。

委員：包括的な相談支援の窓口を設置していくということですが、この前、仕事で飯高へ行ったが車で1時間以上かかります。松阪市も合併で広域になっているので、その点への対応はどうなるのでしょうか。

委員長：はい。ありがとうございます。圏域の問題をご質問いただきましたけれども、事務局いかがでしょうか。

事務局：はい、健康福祉総務課です。福祉まるごと相談室は、概ねですけども中学校区に設置していくというと考えているんですけども、やはりその地域、地域で特性であったりとか、違いもございます。その地域に応じた相談体制であるとかニーズであったりとか、そういったものに対応していこうと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員：市街地の方に集中して、山間地の方がおいていかれるといったことは無いのでしょうか。

事務局：山間地などの地域特性に対応できるよう、概ね中学校区ごとに福祉まるごと相談室を設置していきますので、よろしくお願いいたします。

委員長：はい、ありがとうございました。今回福祉まるごと相談室を概ね中学校区ごとに作っていくということですので、市街地の方だけとなると飯高の方には遠すぎるということになりますが、できるだけ身近なところでしっかり相談を受けて、そこで解決のための支援を進めていくものと理解していますので、そういった地域特性に配慮していくことが、広い松阪市には重要なかなと思います。貴重なご指摘ありがとうございました。他いかがでしょうか。

委員：民生委員というのは地域の中でそれぞれの問題を受けてとめていくという役割があるのですが、継続して民生委員を続けてもらえる人が少なくなっています。経験がないとなかなか上手く相談を受けることは難しい中で、自分の地区では、専門家の人に来てもらい極力情報を得て、その知識でもって相談支援をしてもらおうと研修を実施しています。これからの社会福祉において、今のままでは民生委員・児童委員という存在に負担がかかりすぎて、民生委員自身が壊れてしまうという心配があります。そういうことがあると、それを見て次の人も選出されなくなることになる。こういう伏線になっていることを計

画の中でも意識して、相談支援体制としていって欲しいと思います。

委員長：はい。ありがとうございます。民生委員の方それから保護司の方からご意見いただきましたけれども、多機関協働というのは、専門職だけじゃなくて、こういった地域で相談支援をしていただいている皆さんとの連携という、ところも必要になりますし、また、そういった方の活動を、助けるような形で、専門職がしっかり受けとめる体制ができたらいいんじゃないかと思います。そういったご意見として受け止めて良かったでしょうか。はい、ありがとうございました。

そうしましたら、皆さん今見ていただきました基本目標の1ですけれども47ページから51ページまで。基本的には福祉まるごと相談室でしっかりと受け止める場を作っていこうと。それから皆さん同士が連携できる体制を作っていこうということ。また、今日いただいたご意見で、保護司会さん、民生委員さんといった皆さんとしっかりと連携すること。それから、地域差が出ないようにしっかりと配慮しながらやっていくことですね、また、障害のこと含めたような課題もしっかり受け取られるようにしていくということ、とご確認いただいて、次に進ませていただいてよろしいでしょうか。

【②基本目標Ⅱに係る施策について】

委員長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、おそらくこの、基本目標の2が一番長くなってございますので、少しここに時間をかけて議論したいと思います。基本目標に関わる施策についてご協議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

《事務局説明》

委員長：はい、ありがとうございました分量が多くございますので、ちょっとはしょってご説明いただいた部分もでございますけれども、それでは、今ご説明いただいた基本目標のⅡについて、ご意見いかがでしょうか。

今回は人づくり、場づくり、ネットワークづくりという大きく三つに分かれて、どう推進していこうということで特に社協の方の活動ですので、社協さんが説明してくださいました。説明をしてくださいました。いかがでしょうか。はい、お願いします。

委員：私どもの地域の方では、素案の60ページの一番下のところにありますけれども、地域見守りネットワークに参加している。これは、社協の方からご提案いただいて、取り組むことになりました。これは地域の中でちょっと困っている方があれば近所で声掛けをしていこうという取組ですが、これにより地域での機運が高まりが見られ、この前、地域の老人会と高校生との話し合いの場があり、その場で高校生の方から、何か困り事とかないでしょうか、という声が出たことがありました。生徒さんが地域の場に出てきてもらった事例で、これはものすごく良いことでした。

この12月1日には、一期3年の民生委員の改選となります。自分が区長をしていたころはその地域の7つの地域の自治会長がかなり苦勞して推薦していただいていた経過があります。今は住民自治協議会になっていますが、地域の一人ひとりが地域福祉を意識していくことが大切で、3年に1回くらいは、民生委員・児童委員、主任児童委員がどういったことをしてもらっているのかと知ってもらって、地域の福祉をどうしていけば良いのかという意識付けがされていくと、改選のこのときにそこまで選出に困らなくなっていくと思います。そのためにも、子どものころから意識付けをしていくことはとても良いことですし、地元でこういう活動ができる場があるということが大きいことだと思います。

委員長：ご意見ありがとうございます。福祉教育の部分でもあるのかなと思うのですが、私の知っているところでも高校生たちに民生委員の体験をさせるとか、そういうインターンシップみたいなことをやってる事例や、子ども支援員みたいな仕組みを作っている事例などもあります。今のお話を聞いていると、委員が言われたように、若いうちから地域の活動を知っていただくのは大事なことかと思えます。

計画のどこをどう直してということではないと思うのですが、よりそういう点強調してというご意見

だったと思いますのでちょっとまた考えていただけますかね。はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員：私は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの関係の取組などをしているのですが何かをしようとする、素案の67ページあるように「人」「もの」「かね」「情報」が必要になる。ボランティア団体が活動をするためには国の補助金などもありますが、当初は大学生（三重大学、皇学館大学など）の協力を得てやっていたりしたが、今は60代、80代と構成員の高齢化が進んでいます。それとお金の問題。証券会社などの民間に頼ることもしているが、1回やると4、5年空けてということになり難しい現状があります。何か良い方策などが無いと団体が存続していけなくなってしまいます。

委員長：はい、貴重なご指摘ありがとうございます。人と人をつないでいくのが社協の役割かなと思います。社協さんの方から何かありますか。

事務局：はい。貴重なご意見ありがとうございます。そういったボランティアの方々を支えていくという視点では社協は大きな役割を持っていると思います。その部分で、67ページのネットワークづくりに必要な資源というところ、それが人であり、ものであり、かねであり情報である、そういった資源が安定的に確保できているっていうことを一つの目標として挙げさせていただいております。取り組みには、いろんなアプローチの仕方が、あるかと思いますがここには赤い羽根共同募金ということの一つ書かせていただいております。そういった支援をするための資源ということを、皆さんにわかりやすくお示しし、必要などところに届けてつなげていけるように、しっかりと取り組んでいければというふうに思っております。

委員長：はい、ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。すぐに解決することがないものもあるかと思うのですが、共同募金も地域で使える貴重な財源です。

委員：ちょっと私の感想も入りますが、すばらしい内容かと思えます。これから審査を進めていく訳ですが、56ページの民生委員・児童委員等の地域の担い手づくりの支援について、これは反対に、民生委員さんなどの地域の担い手の負担が重くなるような印象も受けるのですが、方向性は良いと思うのですが実際のところとなると民生委員さんや自治会長にもっと頑張れということになれば無理かなと思います。

委員長：ありがとうございます重要なご指摘だと思います。社協さんの意図としては、民生委員さんや自治会長さん以外の地域のいろんな人たちの力もどんどん発掘していくことで、負担が軽減されるのではないかというイメージで理解していますが、良かったですか。

事務局：ありがとうございます。委員長のいうとおりのイメージで、いかに負担を分配していけるかというところを目指していきたいというふうに思っております。

委員長：はい、ありがとうございます。今は何でも民生委員さんとか、区長さん自治会さんという方々にご負担がかかっている状況ですので、いろんな地域の方々の力を引き出していけるといいのではないかと。行政の方はしっかりと身近な窓口の方で受けとめて支援の輪を作っていこうということ、進めていきたいというふうに受け止めました。ご指摘ありがとうございます。他はいかがでしょう。

委員：53ページの地域学校協働活動の充実という項目、これは現状としてどれくらい進められているのでしょうか。数字的なものがあるとありがたいです。極端に言えば、どこの学校区は少し弱いとか、どこの学校区がすごく進んでいるとか。そういうものがあれば、課題があるのではないかとと思うのですが、そういう統計的なことはどうでしょうか。

事務局：この項目に関しては、学校教育課に確認しながら、学校での福祉的な取組について作成したところで、この地域学校協働活動は、コミュニティスクールと連動した取組で、少し前からいくつかの学校で既に実施されているものということですが、統計的なデータは今日を持っておりませんので確認させていただき、次回に報告させていただきたいと思っております。

委員長：はい、貴重なご指摘ありがとうございます。コミュニティスクールというのは、地域の皆さんの学校で協議会のようなものを作って、話し合っているものだと思いますが、それは学校教育課の所管ということですので、少し調べただいて、どんな取り組みされてるのかなというのも、ご紹介いただければ

ばと思います。

社協さんの方では学校のコミュニティスクールの取り組みの中で何か一緒に取り組まれていることがございますか。

事務局：はい。ありがとうございます。地域学校協働活動は、わかりやすく事例としてあげます、登下校の見守りとか、図書館ボランティアとか、そういった取組をさすものになります。コミュニティスクールは、先ほど委員長の言っていたように、学校運営に地域の方が入っていくというもので、教育委員会では松阪市の全域に広がっていくように進めている中で、社協としては担当の教育委員会の皆さんと一緒に合同勉強会をさせていただいたり、そして、このコミュニティスクールが推進されていくにあたって、地域と学校を繋いでいくというところで力になれるのではないかと教育委員会さんとも連携させていただいております。

委員長：ありがとうございました。今のご説明で何となくどういう取り組みが実際に行われてかは、ご理解いただけたかと思うのですが、委員ご指摘のように具体的にどんな形になっているのかというのは、ご提示いただければと思います。他いかがでしょうか。

委員：関東から飯高への移住者のお話を伺う機会があったのですが、こういった移住者の方への福祉的な支援の取組状況や、その取組がどういう風に実を結んでいるのかという部分もあればお願いします。

事務局：はい。ご意見ありがとうございます。65ページで移住者×昔ながらのスキルということで、書かせていただきました。この具体的な内容としては、ちょうど飯高の森地区で、移住者の方と伝統芸能、藍染めだったかと思いますが、そういうコラボの事例があるということでした。社会福祉協議会としても、行政機関等と連携しながら、移住者の方が地域と上手く繋がっていけるようなサポートをしていければと考えています。

委員長：行政の方では定住促進の担当課があるのではないかと思いますので、もし機会があれば少しお話いただいて、地域福祉計画の取組の中にもそういった観点をに入れていただくことも大事なことかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

今、事務局の方からご説明あったように、移住して来られた方が孤立してしまわないように、地域で役割を持って活躍していただけるような、そういう場を作っていくことは大事なことですし、一方で、委員のご指摘のように福祉の面でしっかり、支援できるようにしていくこともあわせて、大事なことかと思われました。

他、基本目標Ⅱについてはよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます地域福祉計画の非常に大事な活動の部分でございますので、また何かお気づきの点ありましたらですね、お寄せいただければと思います。

【③基本目標Ⅲに係る施策について】

委員長：それでは、ちょっとお時間の関係もありますので、基本目標Ⅲ、誰もが大切にされる環境づくりのセクションについてご説明をお願いしたいと思います。

《事務局説明》

委員長：はい、ありがとうございました。目標Ⅲは、誰もが大切にされる環境づくりということで誰一人取り残されないという松阪を目指しての取組ということで説明がありました。ただいまご説明いただいたところに関してご質問、ご意見、またご感想があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どちらかという和生活困窮者自立支援制度であるとか、成年後見制度であるとか、そういった専門的な支援、そういう部分が中心かなと思いますけれども、是非この機会にご意見等ありましたら。

委員：地域福祉計画の中に、犯歴のある方に対する支援ということで、様々な環境で犯罪を犯してしまった方

が、そういう人たちが、必ず社会復帰して地域へ戻ってきます。そういう人たちにどのように対応していくか、というところで、国がこれまでは主として、取り組んでいたところですが、そういう人たちが同じことを繰り返さずに、立ち直っていこうというところで、各自治体で方策を、計画を作りましょうという法改正がありまして、今回のこの地域福祉計画の中に再犯に関する計画を入れてもらいました。保護司会がやっていることはなかなかですね、犯罪とか非行についての事柄だけに、にぎやかに世間話をするというようなことではないもので、地域社会においては馴染みが無いことかと思われれます。私たちは、その個人の支援については、守秘義務が当然ありますけれども、更生保護として、犯罪歴から立ち直ってこれからやっていくということについては大変大事なことで、このようなことについては、出前講座という形で、あちこちで広報・啓発活動に力を入れて、なかなか保護司になっていただける方も少ない中で取り組んでおります。何と言いましても、このことを進めていくには啓発が何より大事なかなというふうに思っており、計画素案に書かれている施策については、ほとんどもう手がついているところであります。これからも力を入れていきますので、よろしくをお願いします。

委員長：はい、ありがとうございます。こういった機会に、こうやって委員として参加をいただいて、委員の皆様にもお話いただくことや、地域の様々な関係各所に広げていくことも大事ななことかと思えます。先日たまたま伺った地域で少年院がある地域で、少年院に入っている子どもたちが地域の色々なボランティア活動に参加しているという取組があり、その子どもたちが、1日の内でこんなに人からありがとうと言われたことはなかった、と言っており、そんな厳しい環境の中で育ってきた人たちもいらっしやるので、そういう中で人と関わったり、社会に貢献したりする経験をするということが、ものすごく成長に繋がっているというお話を聞きました。

地域での取り組みの中でもそういったことで、ぜひこの機会にですね、取り組みを進めていただければと思います。他、いかがでしょうか。

委員：ひきこもりについて、正しい知識という文言が出てきますが、ひきこもりは（例えば）医療の問題なのか、福祉の問題なのかといったようなことは、どこかに指針などは出ているのでしょうか。よろしくをお願いします。

事務局：ひきこもりの定義、というところで、三重県のひきこもり支援計画において、① 学校や仕事等の社会活動に参加せず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、原則6か月以上にわたって自宅にとどまり続けている状態の方。② 学校や仕事等の社会活動に参加せず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買い物や趣味の用事など他者と交わらない形で外出することがある方。となっており、その状態にある方ということで、医療が必要な方もあれば、必ずしも医療が必要という訳でもない。ということでございます。

委員長：松阪市さんでは今、相談窓口を設けられているので、例えば、他の家族やご本人が相談に行っていたら、そこでどういふご本人さんの状態かをしっかり聞いていただいて、その上で必要な支援につなげていくみたいなイメージでよろしいでしょうか。

事務局：はい。この6月市役所にひきこもり相談窓口を設置させていただきました。相談しやすい体制を作ることが大事ななことかと思えます。ご本人の支援、家族の支援など幅広い対応が必要になりますので、その家庭のニーズに合わせて対応していくものとして進めております。

委員長：診断が必要な、精神的な疾患をお持ちの方ももちろんいらっしやるのでそういう場合は医療の方につないでいくことも当然ございますし、むしろ当事者の集まりとかに出られた方が効果があるという方もいらっしやるなど、いろんな方がいらっしやると言われておりますけれども、まずは相談をしっかり受けていただいて、必要なところにつないでいただけるところが、肝要なのかなというふうにこれを聞いて思いました。貴重なご指摘ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

少し時間も押してきてございますので、これでですね基本目標のIの施策について、すべてご説明をいただき、また皆様にもいただきました。それぞれの委員からいただいたご意見について、一定の修正

があれば修正をお願いする。また、ご意見いただいた部分で、修正はしないけれども、考え方としては反映させていくという部分もたくさんあるかと思います。ありがとうございました。

【(2) 計画の推進体制について】

委員長：そうしましたら、施策の方は終わりましたが、次に推進体制というのがございます。議題の2、推進体制について事務局の方からご説明の方いただければと思います。

《事務局説明》

委員長：ありがとうございました。この進行管理に関する記述については、詳しくなるのでしょうか、もしくは、これでほぼ完成ということでしょうか。

事務局：今の段階では、こういう形の記述でと考えています。

委員長：はい。ありがとうございます。計画を作ってから、(施策を)進めていくわけですがけれども、それをどうやって進めていくかということと、どうやって評価をしていくかということです。(ご意見)いかがでしょうか。

委員：地域に関わる全ての市民が一体となって、と書かれておりますが、ほとんどの地域で関わっている市民はボランティアであり、専門知識はないものですので、やはり専門知識のある市とか社協さんがリーダーシップをとってもらおうとか、いろんな情報を流してもらって進めてもらいたいです。例えば専門用語などが出てきますと途端に理解できなくなったりしますので、丁寧な情報発信を今後お願いしたいと思います。

委員長：はい。ご意見ありがとうございます。何か福祉の関係者はすぐ専門用語を使うので、聞いていてもよく分からなくなることはたくさんありますよね。はい。協働してくってというのは、同じ目線でということだと思いますので、是非よろしく願いいたします。

【(3) 第4期地域福祉(活動)計画素案について】

委員長：はい。そうしましたら一通り施策とその進め方について皆さんに見ていただいたわけですがけれども、もう1個議題がございまして、今日、素案という形で、全体を出していただいています。おそらく、次回の委員会では、案が出てきて、それを皆さんと合意していただいて、その上でパブリックコメントをお願いしていくような形になるかと思っておりますけれども、この素案の段階で、全体通して今日検討した施策の部分以外で、皆さんお気づきの点等あれば、ご意見いただいて検討したいと思っております。いかがでしょうか。

委員：2点あります。まず一つは、85ページの評価のところですが、計画は作っても、評価が一番難しい。評価を次の計画の糧となるということになります。評価のあり方というのは何か案を持っていますか。例えば、何々評価委員会を作って、とか、或いは各機関が定期的に集まって、中間評価をしながら5年後の計画終了年度に総合評価をして次の計画に、課題提起するという運用になるだろうと思うのですが、その手法について。ここに明示すると、それに縛られるというところで、文字にしていないという形になるかと思っております。その辺の案というのがあるかどうか。

それからもう一つは、この地域福祉計画は数多くの分野にわたって、計画を推進しようということになります。市役所の中では福祉事務所という機関がまだ残っているかと思っておりますが、その辺がちょっと見えにくい状態になっているように思われます。それぞれの法律に基づいて、それぞれの施策が進んでいることは理解しているのですが、その点だけ教えていただければありがたいと思います。

委員長：1点目の点は、私ももうちょっと詳しく書くのかなと思ひまして、これで全部ですかと聞いたのですが、具体的にはどんなプランがあるのかということかと思ひますので、よろしく願ひします。

事務局：はい、今回の第4期の計画においても、第3期の評価から色々課題を見つけさせていただく中で進めて

いるものです。評価については各関係機関と共有しながらという中で、重層化ネットワーク会議というものが今年度毎月開催されておりまして、福祉の各専門機関の集まる会議でございまして、そういった場などを利用していただき、年1回アンケートを実施させていただき、状況の共有など定期的な評価、話し合いの場としたいと考えております。

委員長：ありがとうございます。中間年度で見直しをする等は、ちょっと明確に今の時点で書かないけれども、そういった確認していく場はあるということで、ご説明いただきました。

2番目の質問は難しい質問で、福祉事務所はちゃんとあるわけですが、それが、法律上はあるけれども実際は見えにくくなっていて、ということかと思えますが、委員よくご存じのところかと思えますが、ちょっと上席の方にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

事務局：冒頭にあった委員ご指摘の障がい者の方の親亡き後の問題など、高齢の方、障がいの方地域で支えていくことが大きなテーマとなっており、地域共生社会の実現というところを地域福祉計画で計画していくものだと理解しています。計画の中に福祉事務所という表記は出てこないですが、中身としては福祉事務所が核となって進めていくものであろうと考えています。記述を改めるかはまた事務局で検討していくところですが、現段階ではこの素案として進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長：はい、ありがとうございます。私は大変関心があるのですが、あんまり話をしてもちょっとマニアックな話になってしまいますので、これでと思います。

はい。ありがとうございます。全体通して、皆様からご意見ございますでしょうか。

事務局：すいません。補足説明をさせていただきます。

今回お配りいたしました素案の全体についてですが、まず、第1章の計画策定にあたっては、地域共生社会の実現や地域福祉について、計画の期間や位置付けの説明になっております。この内容は、第1回計画策定委員会でご協議いただきました内容が記載されております。

次に第1章の本市の状況や第2章の本市における計画の評価と課題については、第2回計画策定委員会での地域福祉活動計画の実施状況や地域ヒアリング結果、第3回計画策定委員会での専門機関アンケートの結果になっております。第3章の基本理念や基本目標については、第3回計画策定委員会でご協議いただいた内容であります。

そして、今回のご協議いただいております第4章の第4期の施策となっており、今まで協議いただきましたそれぞれの資料が反映した冊子とさせていただきますので、今後、全体もご確認いただければと思います。

委員長：はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

本来でしたら時間の許す範囲の中で全員の方からご意見を伺うのですがけれども、ちょっと今日は議題が多くありましたので、ご発言の機会のなかった皆様には大変申し訳ございませんでした。全体として、今日ご議論いただいた現在の素案として合意をいただくということでよろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：ありがとうございます。もちろん、今日がラストチャンスという訳ではございませんので、また事務局の方にご意見、お気づきの点はお寄せいただければというふうに思います。

そうしましたら第4期松阪市地域福祉(活動)計画、各基本目標に係る施策等についてご協議いただきました。委員の皆様からいただいた意見、修正等については、これを反映したいと思います。

次回は、今回いただきました決定事項を反映し、また、データの方を修正するなどして、内容を確認いただきご協議いただきたいと思います。引き続き、皆様のご協力をお願いします。他にないようでしたら、協議の方を終了したいと思います。皆様、どうぞご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行の方事務局へお返しします。

事務局：永田委員長、ありがとうございました。

事項書3のその他ですが、事務局より、第4期地域福祉計画スケジュール関連として、庁内並びに議会への報告にご提案させていただきます。資料③をご覧ください。この度、第4期計画の施策等についてご協議いただき、現段階で、第4期計画の大まかな内容、方向性が定まったと思います。この段階で、一旦、松阪市長をはじめ、各部署、松阪市議会に、ご報告をさせていただきたいと思います。時期としては、11月に松阪市政策会議や重層化ネットワーク会議等、12月には松阪市議会、環境福祉委員会へ報告をさせていただきその後、パブリックコメントの実施をさせていただければと存じます。よろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

事務局：ありがとうございました。それでは、庁内協議等で各課共有をさせていただきたいと思います。次回の会議の開催についてですが、令和5年1月の開催で進めていきたいと思います。委員の皆様には、改めて、ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、長時間にわたりまして、ご協議ありがとうございました。委員の皆様にいただきましたご意見を参考に地域福祉計画の策定を進めてまいりたいと思います。それでは、これをもちまして、令和4年度第4回松阪市地域福祉(活動)計画策定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。